平成２３年（フ）第２８７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷８丁目15―18ハイデル鶴ヶ谷205号、住民票上の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷７丁目４番地の19
債務者　細谷　健一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
宮城県名取市飯野坂２丁目２番47号
債務者　小齋　　幸
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
仙台市泉区南光台５丁目25番１号
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
茨城県水戸市河和田２丁目22番地の２　グランシャリオＥ棟102号
債務者　小川　峰生
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１９６号
茨城県笠間市大田町208番地421
債務者　秋本　真一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２００号
茨城県ひたちなか市湊本町12番16号
債務者　木村　桂子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０２号
茨城県ひたちなか市大字田彦1429番地の２
菊地住宅
債務者　張替　勝男
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２１４号
茨城県水戸市松が丘１丁目５番40号
債務者　廣瀬眞佐子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２２８号
茨城県水戸市千波町2325番地の５　小泉アパート201号
債務者　中山　　浩
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９７号
東京都中野区本町４丁目５番14―403号
債務者　鈴木　恭子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９８号
秋田県大仙市大曲中通町１番20号
債務者　辻　麻里子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９９号
茨城県石岡市小幡2220番地
債務者　松﨑美智子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１００号
茨城県石岡市小幡2220番地
債務者　松﨑　良治
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９号
茨城県土浦市東真鍋町19番３―501号　ウインドヒル土浦
債務者　上村由美子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７号
茨城県土浦市荒川沖503番地４　メゾンドミヤＡ３
債務者　井上　圭一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０号
茨城県土浦市文京町17番22―109号　シャルマンコーポ土浦、住民票上の住所茨城県土浦市田中２丁目10番11号　サンコーポ三村206
債務者　坂上　晃一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１号
千葉県長生郡白子町五井272番地
債務者　田邉　友子（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
千葉県茂原市真名210番地　真名団地118号
債務者　江澤　みつ
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係